

狛江市第1次地域共生社会推進基本計画(素案)に対する主なご意見等及び回答

No	変更前ページ	主なご意見等	変更後ページ	回答	部等
1	4	変遷であれば表形式でもよいのではないか。	2	表を作成し、2頁にまとめて記載いたしました。	副市長
2		平成30(2018)年3月に策定致しました「あいとぴあレインボープラン～【⇒「策定致しました」を削除(その後の「同一冊子で一体的に策定致しました」と重複するため)】			環境部
3		～重層的支援体制整備事業を実施し、実施に当たっては狛江市第1次重層的支援体制整備事業実施計画(令和4年4月)を策定し～【⇒一文が長いので、例えば「事業を開始しました。実施に当たっては」などと、切った方が良い】			環境部
4	6	市のこれまでの取組を踏まえて、市民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する重層的支援体制整備事業を含む条例第20条の規定による包括的支援体制の整備に係る政策を一層推進し、狛江らしい地域共生社会を実現するため、狛江市第1次地域共生社会推進基本計画(以下「地域共生社会推進基本計画」といいます。) として地域福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、権利擁護支援に係る計画を共通の基本理念及び基本目標のもと一体的に策定し、施策を推進するとともに、あいとぴあレインボープランの最上位計画として位置付けます。 【⇒修正案】 狛江市第1次地域共生社会推進基本計画(以下「地域共生社会推進基本計画」といいます。))は、市のこれまでの取組を踏まえて、市民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する重層的支援体制整備事業を含む条例第20条の規定による包括的支援体制の整備に係る政策を一層推進し、狛江らしい地域共生社会を実現するため、地域福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、権利擁護支援に係る計画を共通の基本理念及び基本目標のもと一体的に策定するとともに、あいとぴあレインボープランの最上位計画として位置付けます。	4	文言を整理いたしました。「あいとぴあレインボープラン」については、7のご意見を踏まえて整理しました。	環境部
5		また、国では、単身世帯の増加、雇用システムの変化、人口減少時代の到来という3つの大きな社会変化に対応するため、全世代型社会保障への転換を図ることにより、新たな「支え合いの社会」を目指しています。全世代型社会保障への転換に当たっては、年齢に関わりなく、全ての市民が、その能力に応じて負担し、支え合うことによりそれぞれの人生のステージに応じて、必要な保障がバランスよく提供されるよう、さらにこれから生まれる「将来世代」にも私たちが享受してきた保障が提供されるよう、持続可能な社会保障制度を構築する必要があります。市では、地域共生社会推進基本計画として地域共生社会の実現に向けた取組を進める中で、全世代型社会保障への転換に寄与します。 【⇒修正案】 また、国では、単身世帯の増加、雇用システムの変化、人口減少時代の到来という3つの大きな社会変化に対応するため、「全世代型社会保障」への転換を図ることにより、新たな「支え合いの社会」を目指しています。「全世代型社会保障」は、年齢に関わりなく、全ての市民が、その能力に応じて負担し、支え合うことによりそれぞれの人生のステージに応じて、必要な保障がバランスよく提供されることを目指すものです。市では、地域共生社会推進基本計画として地域共生社会の実現に向けた取組を進める中で、全世代型社会保障への転換に寄与します。			御指摘頂いたとおり、修正いたしました。

6		体系図に、連携・整合として、住宅マスタープラン、空家の計画について ①空家の計画は関連性が薄いのでは。 ②都市マス連携している計画として示していただきたい。 4-5住宅・住環境の方針として、イ、居住者が自立して暮らすことができる住宅形成を示して。 ③住宅マスタープランはR7で改定せずに終了予定。		①狛江市空家等対策計画(改訂版)令和5年3月2頁2計画の位置付けに基づき記載しております。 ②都市計画マスタープラン・立地適正化計画に記載がありましたため計画の位置づけを修正いたしました。 ③計画策定時に進行中の計画であることから記載させていただきます。	まちづくり推進課
7	8	あいとぴあレインボープランと地域福祉計画の間に、新たにできた「地域共生社会推進計画」とは。 ⇒地域共生社会=個々の福祉計画+成年後見+再犯防止というのが世間一般的。 ⇒あいとぴあレインボープラン=地域共生社会推進計画とするか、 あいプラン<地域共生社会推進計画とした方がスッキリする。(あいとぴあ~は不要?)	5	標題:「あいとぴあレインボープラン 地域共生社会推進計画」を「地域共生社会推進計画~あいとぴあレインボープラン~」に改めました。 「あいとぴあレインボープラン」については、今までも保健福祉の計画名称として使用してきたことを踏まえ、副題として残しました。 第1章第2節1「あいとぴあレインボープランについて」を削りました。 第1章第2節3「計画体系上の位置付け」を図のとおり整理いたしました。 第1章第2節3(3)地域共生社会推進基本計画の構成計画の表において、構成計画の法令上、例規上の位置付けを整理いたしました。 第1章第2節4(1)計画の全体像から「あいとぴあレインボープラン」の文言を削りました。 第1章第3節 計画の期間の図から「あいとぴあレインボープラン」の文言を削りました。	副市長
8		連携・整合として、住マス、空家の計画が示されているが、上位計画の都市マスとの連携を示していただきたい。その中の、4-5住宅・住環境の方針では、イ、居住者が自立して暮らすことができる住宅形成を示しているため、その部分と整合してほしい。 住マスはR7で改定しない方向で検討中であるので、調整をお願いします。			都市建設部
9		基本目標2「つながり」を実感できる地域づくり 下から3行目 「拠点の構築に当たっては~」⇒拠点は何を指すのか		表現を見直しました。	副市長
10		基本目標2「つながり」を実感できる地域づくり 最終行 新たな時代のコミュニティの在り方を摸索⇒何を言いたいかわからない。		表現を見直しました。	副市長
11	20	基本目標3社会参加を進めるシステムづくり 社会参加を進めるシステムづくり⇒ここで「支援体制」が2回、「プラットフォーム」が1回でているが、「システム」は何を指すのか?	21	表現を見直しました。	副市長
12		ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの視点を重視してまいりますと記載されていますが、重点取組には、それらのインフラ系の事業は示されていません。現在小田急線へのホームドアの設置計画、車道と歩道のフラット化などの取組も行ってありますので記載の検討をお願いします。		事業については、地域共生社会推進基本計画実施計画に記載をいたします。	都市建設部
13	21	基本目標5多機関で協働して支援に当たる体制の構築 ⇒基幹型について言及しなくてもいいの?	22	「令和6(2024)年度からは地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置し、」の文言を加えました。	副市長
14		しへきという言葉を使う必要性はあるのか。しへきと依存症はほぼ同義ではないか。	27	依存症としへきに関して説明を加えました。	子ども家庭部
15	26	4010人の根拠の数字はどこから来ているのか。	27	資料第1節2(2)ウ(イ)(P21)のとおりです。日常生活自立度 I 以上の高齢者を認知症高齢者とした場合の推計値となります。	子ども家庭部
16	29	現状と課題の3つめ「・」 当事者性を活かした→どういう意味か。	30	修正対応しました。	副市長
17	30	基幹相談支援センターの設置→設置は前計画、行革計画で決定済。設置はR6年度だが、新計画では「設置」だけで理由(言い訳)の記載が必要でないのか。	31	表現を見直しました。	副市長
18	31	施策2-2「現状・課題」の3段落目中「改正法施行後からおおむね5年程度で個別避難計画の作成に取り組む～」とありますが、「改正法施行(令和3年5月20日)からおおむね5年程度～」とすると終期がイメージしやすくなると思います。	32	修正対応しました。	総務部
19	32	町会・自治会の加入率減少が課題とされているので、P32の施策No.2-3あたりで町会・自治会加入促進などにも触れていただけたらと思います。	33	地域福祉計画に係る内容ではないのでこのままといたします。	市民生活部

20	32	多摩川住宅、狛江団地の建て替えが今後。⇒福祉的リソースやコミュニティの再構築が課題とか対応とかいう部分はどこかで触れているのか。	33	施策No.2-3の現状と課題の欄に多摩川住宅、狛江団地の建て替えに係る現状と課題を加えました。	都市建設部
21		多摩川住宅、狛江団地の建て替えについて、各目標に関連し、今後、事業者からも様々な福祉的相談があると思いますので、その連携についても、記載の検討をお願いします。		施策No.2-3の現状と課題の欄に多摩川住宅、狛江団地の建て替えに係る現状と課題を加えました。	
22	35	合理的配慮の提供の義務化の周知・啓発 ⇒R6年度から適用されるのだから、この取組みは前置。その後はどうするのか。	36	チラシとリーフレットで合理的配慮の義務化をHP等で、「合理的配慮に欠けないように全て対応しなければならない」、ではなく、合理的配慮の提供に向け、バリアの解消に向けた「建設的な対話」による解決策の検討を周知してまいります。	副市長
23	36	3-2 重点取組 新たな参加支援事業の検討⇒try&errorで実践しないと間に合わないのではないか。	37	表現を見直しました。	副市長
24	45	障がい者の高齢化の根拠は市民意識調査からでないといけない情報でしょうか。福祉サービスを利用できない場合、親が家族介助者として障がい者の介助・支援をしています。市民意識調査よりとなっていますが、障がい者等調査は不要でしょうか。	46	修正対応しました。	福祉保健部
25	49	5-7重点取組2つめ「・」 「ケア倶楽部」とは何か。	50	表現を見直しました。	副市長
26	51	コーホート変化率法の注釈を入れていただきたい	52	注釈をP51に加えました。	教育部
27	64	オ 障がい児支援の提供体制の整備等⇒コーディネーターの配置人数は数値目標が必要では？	65・85	P85に数値目標を記載しております。	子ども家庭部
28	87	事業者の中に町会・自治会も含めて、福祉活動を行えというのは、ちょっと乱暴な気がします。(もともとそういう団体なので。)	87	狛江市福祉基本条例第1条にて規定する内容となります。	市民生活部
29	資料4	(工)d(b)生活を支える介護サービス等の基盤の整備 「住まい支援センター(仮称)の設置の検討」があるが、どんな組織・体制になるのか。	資料4	「全世代型社会保障構築会議報告書～全世代で支え合い、人口減少・超高齢者社会の課題を克服する～(令和4年12月16日)」からの引用部です。	まちづくり推進課
30		組織・体制のイメージを具体的に示すべき。			都市建設部
31	資料19	学習支援では、特別支援教室を利用する子どもも少なくないため、ボランティアへの発達障がい等の研修が課題となっております。	資料19	修正対応しました。	教育部
32		⇒ 特別支援教室を利用する子どもも少なくない、ってホントですか？根拠資料ありますか？ 「特別支援教室を利用する子どもも少なくないため」⇒「配慮が必要な子どもの特性に合わせた支援が必要であり」の方が良いのではないかと。			教育部
33	資料42	ヤングケアラーの人数はどこで把握しているのか。	資料42	昨年度実施しました子ども市民調査による結果となります。	教育部
34	55	令和4年度の「狛江市におけるいじめ・不登校等の調査」に基づき数字の修正をお願いいたします。	55	修正対応しました。	教育部
35		イ重層的支援と参加の地域づくり 不登校の対応としては、学校に登校することを目標にするのではなく、⇒不登校の対応としては、登校という結果のみを目標とするのではなく(「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」からの引用であれば…)			子ども家庭部

狛江市第1次再犯防止推進計画(素案)に対する主なご意見等及び回答

No	変更前ページ	主なご意見等	変更後ページ	回答	部課等
1	3	『出所者』と『出所者等』が紛らわしく感じる 矯正施設から出所又は出院 ⇒ 出所者 不起訴となった方 ⇒ 出所者等 下から4行目 支えながら、出所者等も含めた… これだと出所者は含まないような解釈になるのでは。出所・出院された方と不起訴となった方をまとめて『出所者等』	1	このままとさせていただきます。	議会事務局
2		市では、地域共生社会の実現に向けた取組として、 出所者等が、地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、 地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備することにより、 市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安心して安全な地域社会を実現できるよう、 刑事司法手続終了後も、国、市、地域の保健医療・福祉関係機関、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、 相互に連携して住居、就労、保健医療、福祉、教育等に係る取組を総合的に推進することを目的として再犯防止推進計画を策定することとしました。 【⇒一文が長く、目的と手段等が入り混じっているように読めます。整理が必要】 文章だけ読むと、例えば以下のようなものではないかと思えます。 <目的> ①出所者等が、地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備する ②市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安心して安全な地域社会を実現する <手段> 刑事司法手続終了後も、国、市、地域の保健医療・福祉関係機関、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、 相互に連携して住居、就労、保健医療、福祉、教育等に係る取組を総合的に推進する再犯防止推進計画を策定 ただ、目的②は、本当の目的かもしれませんが、ここに書くとは存在していることで市民が危険にさらされているようにも読めるので、この計画の中では言わなくて良いのではないかと感じました。	3	ご意見のとおり、手段と目的を整理した文書に変更いたしました。 「市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安心して安全な地域社会を実現する」という目的につきましては、再犯の防止等の推進に関する法律第1条の「国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする」という条文を踏まえた文言としておりますが、「市民が危険にさらされているようにも読める」というご指摘を踏まえ、「市民が犯罪による被害を受けることを防止し」を削りました。	環境部
3		(下段の体系図) 国第二次再犯防止推進計画、東京都の計画と市の計画の関連性はこの図には不要？ P31において『国や東京都との適切な役割分担を踏まえて…』とあるので、無関係ではないかと思えます。	4	図を変更しました。	議会事務局
4	18	ウ② 出所等⇒出所者等	16	修正対応しました。	議会事務局
5	22	恐らく「避難所としての開設」「特養ホームとの交流イベント」や、「絵手紙指導」などを意味していると推測するが、「市民」とすると「広く一般市民」と捉えられる恐れがある。「地域貢献」「自治体との連携」などの言葉の方が誤解されないのでは。	20	広く一般市民として捉えております。	教育部
6	23	第4章第3節基本目標3の施策No3-1の重点取組に「商工会との連携を検討」などを入れてはどうか。	21	出所者等の就労支援については、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度に基づく支援を市として行っておりますが、協力雇用主、コレワークによる支援は国の役割、ハローワークによる支援は東京都の役割となっております。これらの役割分担を踏まえて市として可能な支援を重点取組として記載しております。また、出所者等の就労支援について商工会との連携を検討するに当たっては、前提として施策No.2-2の「市民への出所者等・非行をした少年の理解を推進する」ことが重要であり、出所者等を地域社会で受け入れる意識が醸成された上で初めて連携を検討できるものと考えます。	議会事務局
7		現状・課題欄三つ目・ 仮釈放があるのは刑事施設(刑務所、少年刑務所、拘置所)だけなのでしょうか。そうじゃなければ、矯正施設の方が大義的でよろしいような気がします。		修正対応しました。	議会事務局

8	26	第4章第3節基本目標4の施策No4-2の重点取組に「東京都宅地建物取引協会との連携の模索」などを入れてもよろしいのでは？	24	市では、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第51条の規定に基づき、市、居住支援法人、不動産関係団体をメンバーとした狛江市居住支援協議会を設置し、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図っています。不動産関係団体として東京都宅地建物取引業協会調布狛江支部の代表者も本協議会に加わり、連携した住宅確保要配慮者に対する支援を行っております。住宅確保要配慮者には、保護観察対象者も含まれることから、重点取組の「居住支援協議会による相談支援機能の強化」の中で対応できるものと考えております。	議会事務局
9		・適当な帰住先が確保されていない刑務所出所者の2年以内再入率が、更生保護施設等へ ・入所した仮釈放者に比べて約2倍高くなっていることから明らかなように、適切な帰住先の確保は、… ⇒ 適当or適切で整合性をとる		国再犯防止計画からの引用部となります。	教育部
10	29	又はしへき		依存症としへきに関して説明を加えました。	市民生活部
11	31	「市は、国及び東京都との適切な役割分担を踏まえて」とあるが、この計画中に東京都についても記載はない。	21	再犯啓発月間の取組を警視庁と協力して行っておりますので、第4章第3節基本目標2施策No.2-1の現状と課題に「国、東京都(警視庁)、民間協力者と連携して」という文言を追記しました。	議会事務局
全体		国の更生医療保護の委員を務めていたとき、医療機関での受診継続がままならず、再犯に至るという議論をした記憶が。そうした背景の記述は？	25	「医療機関での受診継続がままならず、再犯に至るケース」について再犯防止関連団体調査の中で現状と課題が挙げられておりますので、施策No.4-3の現状と課題に加えしました。 重点取組の「支援関係者等と連携した保健医療・福祉サービス提供に向けた事前準備の推進」を「支援関係者等と連携した保健医療・福祉サービスの提供に向けた事前準備の推進及び伴走型支援の推進」に改めました。	副市長
		BBS会の注釈が欲しい	-	BBS会の注釈をP12に加えしました。	教育部
		●P3で矯正施設から出所又は出院(以下「出所」「出所者」という)、と定義しているが ⇒ 少年院は矯正施設なので、整理が必要。 ⇒ 以下、「出院」になっている箇所がある。 ・P24 少年院出院後時に復学… 少年院を出院している… 少年院出院後も一貫した… ・資料P5 少年院出院後の修学… ・資料P29 出所者・出院者を… ・資料P34 出院時に…、出院していること。 ・資料P35 少年院出院後も… ・資料P43 出院後の…	-	引用部以外について整理しました。	教育部
		●P13で矯正施設に在所又は在院されている方(以下「在所者」という)、と定義しているが ・P22 ・資料P30 ・資料P40では、「在院者」となっている	-	各々引用部であることからこのままとさせていただきます。	教育部
		あいとぴあレインボープランと地域福祉計画の間に、新たにできた「地域共生社会推進計画」とは。⇒地域共生社会＝個々の福祉計画＋成年後見＋再犯防止というのが世間一般的。 ⇒あいとぴあレインボープラン＝地域共生社会推進計画とするか、 あいプラン＜地域共生社会推進計画とした方がスッキリする。(あいとぴあ～は不要?)	-	あいとぴあレインボープラン、地域共生社会推進基本計画及び福祉総合計画の位置付けを整理したことに伴い、次の箇所を修正いたしました。 標題:「あいとぴあレインボープラン 狛江市第1次再犯防止推進計画」を「狛江市第1次再犯防止推進計画」に改めました。 第1章第2節1の「あいとぴあレインボープランについて」を削りました。 「第1章第2節2(1)」を「第1章第2節1」に改め、「計画策定の経緯」としました。 「第1章第2節2(2)」を「第1章第2節2」に改めました。 第1章第2節3の「計画体系上の位置付け」の図を地域共生社会推進基本計画の体系図を合わせました。 第1章第2節4(1)の全体像の図の「あいとぴあレインボープラン」を「地域共生社会推進基本計画」に改めました。 第1章第3節の「計画の期間」の表の「あいとぴあレインボープラン」を「地域共生社会推進基本計画」に改めました。	副市長
	基本目標3社会参加を進めるシステムづくり 社会参加を進めるシステムづくり⇒ここで「支援体制」が2回、「プラットフォーム」が1回でているが、「システム」は何を指すのか？	-	地域共生社会推進基本計画第3章の基本目標3で頂いたご意見を踏まえ、本計画の第3章の基本目標3の文言についても整理いたしました。	副市長	